

社会福祉士学校自己点検表

学校名:
 課程の別: 昼間・夜間・通信・その他()
 修業年限: ()年

法 ……社会福祉士及び介護福祉士法
 施行令…社会福祉士及び介護福祉士法施行令
 施行規則…社会福祉士及び介護福祉士法施行規則
 指定規則…社会福祉士介護福祉士学校指定規則
 指 針…社会福祉士及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針

本表は学校等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各学校等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成29年4月3日作成)

	点検項目	判定	確認書類
1	入学、既履修単位の認定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学定員を超過して学生を受け入れていないか。 (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(6-(1))) ・ 以下のいずれかの入所資格を有しないものを入所させていないか。 (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第4条) <ol style="list-style-type: none"> 1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第1条第3項各号に掲げる者 2) 学校教育法に基づく短期大学(修業期間3年であるものに限る)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)又は施行規則第1条第6項各号に掲げる者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者 3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者又は施行規則第1条第9項各号に掲げる者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者 4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者 ・ 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。 (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(6-(5))) <ul style="list-style-type: none"> ○他の学校等において履修した科目については、各社会福祉士学校において、学生等からの申請に基づき、履修科目の教育内容を当該学校の教育内容に照らし、当該教育内容に相当すると認められる場合には、当該養成施設における科目の履修に代えて差し支えない。 	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	学則 募集要項 入学資格 確認書類 科目認定 規程類 科目認定 関係資料
2	施設設備等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(1)～(4)すべて満たすこと。 (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号リ、ヌ、ル) (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(2-(5)～(7))) <ol style="list-style-type: none"> 1) 普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数)。 生徒1名当たり1.65㎡(内法) 2) 演習室 生徒20名に付き1室。演習室の2分の1以上に視聴覚機器を設置すること。 3) 実習指導室 生徒20名に付き1室。演習室との兼用可。 4) 図書室 閲覧設備、検索機器等の整備がされているか。 通信課程においては、面接授業の実施期間において普通教室、演習室及び実習指導室が確保されているか。 ・ 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。 	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	申請時の 平面図 校舎各室の 一覧表 備品類目録 図書目録
3	教員等に関する事項 (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ト、チ及び第2号へ) (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第4条第1号二、ホ、へ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 専任教員の数は不足していないか。 (学生の総定員)80人まで…3名、120人まで…4名、160人まで…5名、200人まで…6名 201人以上…6+(学生の総定員-200)÷50名以上であること。 ※通信課程においては1名以上の専任教員を有すること。 ・ 相談援助演習、相談援助実習指導、相談援助実習を教授する教員は次に掲げる者のいずれかであるか。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者 2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者 3) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者 4) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者 ・ 相談援助演習・相談援助実習指導・相談援助実習を教授する教員の員数は生徒20人に付き1名以上か。 	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	教員一覧

社会福祉士学校自己点検表

点検項目	判定	確認書類
<p>3 教員等に関する事項(つづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各科目を担当する教員は科目ごとに定める要件を満たしているか。 (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(7-(5))) 1) 人体の構造と機能及び疾病 (ア) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 (イ) 医師 (ウ) 保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上看護業務に従事した経験がある者。 2) 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、福祉サービス組織と経営、社会保障 (ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む、以下同じ)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者。 (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。 (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 3) 相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法 (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者。 (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。 (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 (エ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。 4) 高齢者に対する支援と介護保険制度 (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者。 (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。 (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者。 (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。 (カ) 介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者。 5) 地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更正保護制度 (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者。 (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。 (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者。 (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。 	<p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> </p>	

社会福祉士学校自己点検表

点検項目	判定	確認書類																																																																																																						
<p>3 教員等に関する事項(つづき)</p> <p>6) 相談援助演習、相談援助実習指導又は相談援助実習</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、教授、準教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、相談援助実習指導又は相談援助実習を5年以上担当した経験を有する者。</p> <p>(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、相談援助実習指導又は相談援助実習を5年以上担当した経験を有する者。</p> <p>(ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。</p> <p>(エ) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者。</p> <p>7) 添削指導者</p> <p>1) から6) までに掲げる各科目(相談援助実習を除く。)の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者。</p> <p>(以下、通学課程のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 専任教員の1人は、教務に関する主任者であるか。 専任教員のうち1人は以下の科目を教授できる者であるか。 現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は低所得者に対する支援と生活保護制度 専任教員のうち1人は以下の科目を教授できる者であるか。 相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法又は相談援助演習 専任教員のうち1人は以下の科目を教授できる者であるか。 相談援助実習又は相談援助実習指導 	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>																																																																																																							
<p>4 教育に関する事項</p> <p>・社会福祉士養成施設の教育の内容は以下の内容以上であるか。 (社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第1)</p> <table border="1" data-bbox="204 1019 1173 1668"> <thead> <tr> <th rowspan="3">科目</th> <th colspan="3">時間数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">一般養成施設 (通学課程)</th> <th colspan="2">一般養成施設(通信課程)</th> </tr> <tr> <th>面接授業</th> <th>印刷教材授業</th> <th>実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人体の構造と機能及び疾病</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>心理学理論と心理的支援</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>社会理論と社会システム</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>現代社会と福祉</td><td>60</td><td></td><td>180</td></tr> <tr><td>社会調査の基礎</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>相談援助の基盤と専門職</td><td>60</td><td></td><td>180</td></tr> <tr><td>相談援助の理論と方法</td><td>120</td><td></td><td>360</td></tr> <tr><td>地域福祉の理論と方法</td><td>60</td><td></td><td>180</td></tr> <tr><td>福祉行政財と福祉計画</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>福祉サービスの組織と経営</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>社会保障</td><td>60</td><td></td><td>180</td></tr> <tr><td>高齢者に対する支援と介護保険制度</td><td>60</td><td></td><td>180</td></tr> <tr><td>障害者に対する支援と障害者自立支援制度</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>低所得者に対する支援と生活保護制度</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>保健医療サービス</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>就労支援サービス</td><td>15</td><td></td><td>45</td></tr> <tr><td>権利擁護と成年後見制度</td><td>30</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>更正保護制度</td><td>15</td><td></td><td>45</td></tr> <tr><td>相談援助演習</td><td>150</td><td>45</td><td>405</td></tr> <tr><td>相談援助実習指導</td><td>90</td><td>27</td><td>243</td></tr> <tr><td>相談援助実習</td><td>180</td><td></td><td>180</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,200</td><td>72</td><td>2,988</td></tr> </tbody> </table> <p>※通信課程においては、相談援助演習及び相談援助実習指導を除く科目ごとに少なくとも1回以上レポートの提出等を求め、評価を行っているか。</p> <p>印刷教材による授業時間数90時間につき1回以上の添削指導を行っているか。 (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(8-(3)-ア))</p> <p>○実際の授業時間数が指定規則又は学則で定める時間数以下となっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科目毎の学生の出席状況が出席簿等により管理されているか。 (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(6-(7))) 各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(相談援助実習については5分の4)に満たない者について当該科目の履修の認定をした事例はないか。また、単位認定について学則等に明記されているか。 (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(6-(4))) 実習演習科目について合同授業若しくは合併授業を行っていないか。 ただし、オリエンテーション、実習報告会等教育上支障がない場合においてはこの限りでない。 (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(8-(2))) 	科目	時間数			一般養成施設 (通学課程)	一般養成施設(通信課程)		面接授業	印刷教材授業	実習	人体の構造と機能及び疾病	30		90	心理学理論と心理的支援	30		90	社会理論と社会システム	30		90	現代社会と福祉	60		180	社会調査の基礎	30		90	相談援助の基盤と専門職	60		180	相談援助の理論と方法	120		360	地域福祉の理論と方法	60		180	福祉行政財と福祉計画	30		90	福祉サービスの組織と経営	30		90	社会保障	60		180	高齢者に対する支援と介護保険制度	60		180	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		90	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		90	低所得者に対する支援と生活保護制度	30		90	保健医療サービス	30		90	就労支援サービス	15		45	権利擁護と成年後見制度	30		90	更正保護制度	15		45	相談援助演習	150	45	405	相談援助実習指導	90	27	243	相談援助実習	180		180	合計	1,200	72	2,988	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>教育課程表 シラバス</p> <p>出勤簿 出席簿 講義録 成績認定 会議記録</p>
科目		時間数																																																																																																						
		一般養成施設 (通学課程)	一般養成施設(通信課程)																																																																																																					
	面接授業		印刷教材授業	実習																																																																																																				
人体の構造と機能及び疾病	30		90																																																																																																					
心理学理論と心理的支援	30		90																																																																																																					
社会理論と社会システム	30		90																																																																																																					
現代社会と福祉	60		180																																																																																																					
社会調査の基礎	30		90																																																																																																					
相談援助の基盤と専門職	60		180																																																																																																					
相談援助の理論と方法	120		360																																																																																																					
地域福祉の理論と方法	60		180																																																																																																					
福祉行政財と福祉計画	30		90																																																																																																					
福祉サービスの組織と経営	30		90																																																																																																					
社会保障	60		180																																																																																																					
高齢者に対する支援と介護保険制度	60		180																																																																																																					
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		90																																																																																																					
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		90																																																																																																					
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		90																																																																																																					
保健医療サービス	30		90																																																																																																					
就労支援サービス	15		45																																																																																																					
権利擁護と成年後見制度	30		90																																																																																																					
更正保護制度	15		45																																																																																																					
相談援助演習	150	45	405																																																																																																					
相談援助実習指導	90	27	243																																																																																																					
相談援助実習	180		180																																																																																																					
合計	1,200	72	2,988																																																																																																					

社会福祉士学校自己点検表

	点検項目	判定	確認書類
5	<p>実習に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習施設として不適切な施設を実習施設としていないか。 (昭和62年厚生省告示第203号) ・ 実習時間数が指定規則又は学則で定める時間数以下となっていないか。 ○各学生が実習を行った時間数が実習記録等により確認することができるか。 ・ 実習指導者の要件を満たしていない者が実習指導者となっていないか。 (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ) 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、社会福祉士実習指導者講習会の課程を修了した者。 ・ 1の相談援助実習施設における同時に実習を行う学生等の受入人数は、実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限としているか。 (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号カ) ・ 教員による巡回指導が適正に行われているか。 (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(10-(1))) ・ 相談援助実習は1の実習施設において120時間以上行うことを基本としているか。 (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(10-(2))) ・ 相談援助実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で配属させているか。 (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(10-(8))) 	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>実習施設 一覧表</p>
6	<p>変更承認及び届出に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる事項の変更について、必要な手続きを経ずに学則等を変更し、運用していないか。 (社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条) (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第10条) (社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(4-(1)、4-(2))) 1) 変更にあたり事前に承認が必要な事項(主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ○学則(修業年限)の変更 ○学則(養成課程)の変更 ○学則(入所定員及び学級数)の変更 ○校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 2) 変更後1月以内に届出が必要な事項(主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ○学則(カリキュラム)の変更 ○学則(その他承認を必要としない部分)の変更 ○専任教員の変更 ○実習施設の追加、削除 ○実習施設の名称等の変更 	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>過去の申請書類</p> <p>過去の提出届書類</p>

社会福祉士学校自己点検表

点検項目	判定	確認書類
7 その他 (1) 学校として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)		

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも項目に「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。
 なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日:令和 年 月 日

設置者氏名:

記載者氏名: